

【機密性 2】

〔※短期保有類型 イ
翌会計年度末までに廃棄〕

(R4.1.25)

甲 乙 丙 丁

長官	局長	次長	課長	文書 企画官	補佐	補佐	専門官	係長	起案
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(内線)

2/23

【標題】

令和3年度法曹連絡協議会の速記録校正について

【決裁事項】

- 1 標記の協議会の速記録について、別添のとおり校正の上、関東弁護士会連合会に回答してよろしいか。
→ 2/3回答済
- 2 回答案及び配布資料について、管内地家裁（東京地家裁は除く）に情報提供してよろしいか。
→ 2/3送付済

【参考】

- ・標記の協議会の速記録について、関東弁護士会連合会から校正依頼がなされたことに対する回答です。回答後の速記録については、例年どおり「関弁連会報」（3月末発行予定）に掲載されます。
- ・東京高裁回答部分については、総務課で回答案と照合し、修文を行いました（校正の処理方法につき、和波局長御了解済み。）。
- ・東京地家裁回答部分については、各庁に校正を依頼し、当庁あて回答があったものです。一括して関弁連に回答します。
- ・当日配布資料についても、関弁連会報に掲載することにつき差し支えない旨、あわせて回答します。
- ・例年、管内地家裁（東京地家裁は送付済みのため除く）に対し速記録を情報提供しています（昨年度は新型コロナ関係議題につき早期に情報提供する趣旨から、速記録到着前に回答案を情報提供しました。）が、更問部分も含めて管内地家裁の参考としてもらう趣旨から、今後は回答案を情報提供する扱いとします（校正後の速記録は関弁連会報に掲載されることを付記します。）。
- ・関弁連への回答期限：2月4日（金）

2021年度法曹連絡協議会速記録（抄）

日時：2021年（令和3年）12月8日（水）午後3時から

場所：法曹会館2階「高砂」

司会：中野明安（関東弁護士会連合会常務理事・第二東京弁護士会）

出席者

○裁判所

東京高等裁判所	長官	今崎幸彦	殿
	事務局長	石井伸興	殿
東京地方裁判所	民事部所長代行	江原健志	殿
	刑事部所長代行	永渕健一	殿
東京家庭裁判所	家事部所長代行	細矢郁	殿
	少年部所長代行	前田巖	殿

○検察庁

東京高等検察庁	検事長	甲斐行夫	殿
	次席検事	山元裕史	殿
東京地方検察庁	検事正	久木元伸	殿
	次席検事	森本宏	殿

○関東弁護士会連合会役員

○管内弁護士会役員

○関東弁護士会連合会委員会代表者

協議事項

議題1－1 感染症に関する業務継続計画について

令和3年8月31日付で最高裁判所から下級裁判所に対して発出された「新型コロナウイルス感染症への対応に関する最高裁判所から下級裁判所に対する事務連絡について（通知）」では、新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言下を問わず、安易な期日取消しなどの対応をしないことを前提に、マスクの着用、手洗い消毒、体調不良時の対応、三密回避、手続選択及び期日指定の在り方など徹底した感染防止対策を講じることが定められました。

これは、新型コロナウイルス感染症のまん延、特に、令和2年4月7日に発令された緊急事態宣言に対応した形で実施された民事事件及び家事事件の

裁判等期日取り消しにより、国民に多くの弊害が生じ、非常時にこそ警察や消防などと同じく司法インフラが可能な限り維持されることの重要性が明らかになったことの表れであると理解していますが、期日取消しを前提とする平成28年6月1日付で最高裁判所が定めた新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改訂はまだ正式には発表されておりません。

今後、東京高等裁判所では、新型コロナウイルス感染症に留まらず、感染症の流行全般について、可能な限り、司法機能を維持すべく東京高等裁判所における新型インフルエンザ等対応業務継続計画の改訂を行う予定はありますでしょうか。

また、東京高等裁判所における管内裁判所の調整機能を果たすべく、管内の地方裁判所や簡易裁判所に対しても改訂を促し、管内裁判所の改訂状況を把握されるご予定はありますでしょうか。

(関弁連災害対策委員会提案)

議題1－2 首都直下型地震に関する業務継続計画の具体化について

最高裁判所は、平成25年2月27日に首都直下地震等対応業務継続計画を定めており、東京高等裁判所においても同様の業務継続計画が定められていると理解しております。

最高裁判所の業務継続計画の第6節においては「外部への対応」が定められておりますが、「関係機関等との間で、大規模地震発生時における連絡を円滑に行うことができるよう、連絡窓口の交換その他の連絡体制を整備する。」と記載があるだけで、具体的な手段や方法は法曹三者で十分に共有化されているとまではいえない状況です。これでは、実際の発災時に司法機能に大きな混乱を生じさせるものと思料します。

新型コロナウイルス感染症により、非常時にこそ司法機能が維持されるべきことの重要性は明らかになりましたが、司法機能の混乱を抑え、早期に司法機能の回復を行うためには、法曹三者による緊密な連携が不可欠です。

そのため、一般的な業務継続計画の策定から一步踏み出し、M7の東京湾北部地震などの具体的な災害を想定し、具体的な職員や建物の被災状況を設定した上で、裁判所、検察庁、弁護士会が、それぞれとの関わりにおいて、各機関の機能喪失が互いにどのような影響を与えるか、あるいは混乱を避けるためにどのような情報交換、情報取得が必要かについて議論し、事前にルール作りをする機会を設けることが肝要かと思料しますが、如何でしょうか。

(関弁連災害対策委員会提案)

議題1－3 地域の災害事情に沿った裁判所の防災体制

東京高等裁判所は、管内の地方裁判所に調整機能を有していると理解して

おりますが、各地方裁判所では地域の災害事情に沿った裁判所の業務継続計画の策定はどの程度進んでおりますでしょうか。

例えば、津波が予想される沿岸部に庁舎が集中しており、津波の程度によつては、長期間庁舎の利用が不可能となることも想定される地域では、発災時には津波からの利用者の避難方法や、発災後に内陸部の支部に機能を集約できるように物的、人的な具体的準備が必要だと思料しますが、各地方裁判所が出来る限り司法機能を維持できる業務継続計画を策定しているか、あるいはそれを促進する上で、東京高等裁判所では、どのように調節機能を発揮されておりますでしょうか。

(関弁連災害対策委員会提案)

【司会（中野明安氏）】 議題1は災害対策に関する議題です。提案委員会である関弁連災害対策委員会の多湖委員から、議題1-1から議題1-3について補足説明があればお願ひいたします。

【多湖 翔氏（関弁連災害対策委員会委員・神奈川県弁護士会）】 関弁連災害対策委員会の多湖と申します。きょうはこのような機会を設けていただきましてありがとうございます。

早速ですが、議題1-1から1-3については共通の趣旨がございます。というのは、昨年1年、コロナで三者非常に大変だったと思いますが、そのとき、司法の大しさというときに、私は今までよくわかつていなかつた、コロナで初めて実感した、というところがございます。それまでは、災害あるいは非常時が起きても検察庁と警察さえ生きていれば大丈夫だろうと思っていたんですが、実際裁判所の機能も止まってしまって、離婚の依頼者などから「私の婚姻費用はいつになつたら払われるんですか」とか「債権執行はどうなつたんですか」と聞かれても、裁判所に問い合わせても申立書がどこに行ったかもわからない状態で、という話をする中で、「だったらもう私が直接話をつけちやいます」みたいなことを言われてしまって、そういうふた、やはり自力救済を阻止するために司法がちゃんと機能していることが大事なんだ、ということがありました。同時に怖くなつたのは、今後関東大震災みたいな大規模な震災が起きたときに、コロナでもあれだけ混乱したものが、どうなつてしまふのか。法曹三者が力を合わせて司法機能をできるだけ維持すべく調整していかなければいけないと思い、1-1から1-3を議題として提出しました。

以上です。

【司会（中野明安氏）】 多湖委員、ありがとうございます。

この議題について、まず議題1-1から1-3について東京高等裁判所事務局長・石井様から、また議題1-2については東京高等検察庁次席検事・山元様にご

回答いただけますと伺っておりますが、山元様はまだご臨場いただけていないということですので、次席検事・森本様にご回答いただけますと伺っております。初めに石井様に議題1-1及び議題1-2をご回答いただきまして、次いで森本様から議題1-2をご回答いただき、その後に議題1-3について石井様からご回答いただきます。

それでは石井様、議題1-1及び議題1-2についてご回答をよろしくお願ひいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 本年4月から東京高裁事務局長を務めております石井でございます。この会は初めての出席となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議題1-1から回答をさせていただきます。

まず最初に、昨年4月の緊急事態宣言下におきまして大幅な業務縮小態勢をとりました。これは、当時の感染拡大状況や本感染症及び感染症対策に係る当時の知見、政府・自治体から地域住民に対する要請の内容、特に人ととの接触を7割低減する旨の要請があつたことなどを踏まえますと、当時の判断としてはやむを得ないものでございまして、決して安易な期日取消しなどの対応を行つたものではないということは申し上げたいと思います。

その上でお答えさせていただきますと、新型インフルエンザ等対応業務継続計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合の業務態勢を定めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時における業務継続に係る基本的方針、執務態勢の確保、業務継続計画の発動・運用などについてその基本的な考え方・枠組みを定めたものです。したがいまして、実際の感染時における業務継続計画の運用、具体的な方針につきましては、地域ごとの感染拡大状況や政府・自治体から地域住民に対する要請の内容、社会情勢等を踏まえて各庁が判断することになります。そして個別の事件の進行につきましては、諸般の事情を考慮して各裁判所が判断することになるわけです。事件の進行などについて統一的な対応が必要と考えられる場合には裁判官による申合せを行うことになるというのですが、業務継続計画により拘束するものではありません。また、今般の新型コロナウイルス感染症への対応を今後の新型インフルエンザやそのほかの感染症への対応にそのまま適用すべきものかについては、専門家による科学的知見も踏まえた検討が必要であると考えております。

したがいまして、東京高裁といいましては、現時点で直ちに業務継続計画の改訂定を予定はしておりません。また、管内の裁判所に対して改訂定を促すことも予定していないところですが、今後の対応につきましては、できるだけ円滑かつ当事者への影響も少ない方法で対応すべく工夫を重ねていくことが重要でありまして、最新の科学的知見や弁護士会はじめ関係者の皆様からいただいたご意見を参考にし

て検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が議題1-1の関係でございます。

引き続きまして議題1-2についての回答ですが、災害対応におきまして、混乱を避けるために検察庁及び弁護士会と情報共有することについては、当高裁といたしましても重要であると考えております。一方で、個別事件の処理方針を決めるのは裁判体の判断です。また、管内各庁はそれぞれの庁で定めた業務継続計画に基づいて対応を行うことになります。そのため、広域的な被害について統一的な対応をあらかじめ想定して具体的なルールづくりを作りをすることには難しい点があることはご理解いただきたいと思います。なお、東京におきましては三府大規模災害対策連絡協議会も開催されておりますので、こうした機会に協議することも1つの有効な方策ではないかと考えております。また、大規模災害に備えて地家裁管内単位で情報交換を行い、連携を構築していく必要性も高いと考えております。高裁といたましても引き続き管内各庁にその旨を伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 石井様、ありがとうございます。

続きまして、森本様、議題1-2についてご回答をよろしくお願ひいたします。

【森本 宏氏（東京地方検察庁次席検事）】 東京地検の森本でございます。本来、東京高検の山元から回答をすべきところですが、会議で少し遅れています。それまでの間、私から東京高検管内の実情等について回答させていただきます。

まず、裁判所からもお話がありましたとおり、検察庁といたましても、首都直下型地震の大規模災害発生時における司法機関における業務継続は非常に重要なものであると考えております。裁判所、弁護士会それぞれと情報交換や情報共有をしていくことが必要だと考えております。例えば東京の場合だと、先ほど高裁からも話がありましたが、東京三府大規模災害対策連絡協議会が開催されておりまして、裁判所は東京高裁、東京地裁、東京家裁が参加され、検察庁も高検と地検が参加するとともに弁護士会におきましては関弁連、東京三会、法テラスの方等が参加して、その場で、実際そういうことが起きたときにどうするかということを話し合っております。私自身も別の職をしていたときに参加したことがありましたが、そういう場で情報交換がなされておりまして、実際に例えば東北大震災のときにどうしたのかとか、そういう場合のことが想定されたらどうするのかとかいう話がなされておりました。そういう場面を通じて今後議論を深めていきたいと思っております。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 森本様、ありがとうございます。

続きまして、石井様、議題1-3についてご回答をよろしくお願ひいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 では議題1－3についてでございます。

業務継続計画につきましては、各地域の実情に即したものとするため、現在の物的・人的体制態勢、自治体からの情報、更には他機関の対応なども参考にして各庁において検討されているものです。現時点では高裁から各庁の計画について何らかの調整などをすることは予定していないところですが、台風の接近などにより裁判事務への影響が想定されるような場合には、事前の注意喚起や裁判事務への支障の有無を確認するなどして各庁の対応を支援しているところでございます。今後も引き続きそのような目配りをしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 石井様、ありがとうございます。提案委員会から今のご回答について更に追加でご質問等はありますか。どうぞ。

【多湖 翔氏（関弁連災害対策委員会委員・神奈川県弁護士会）】 ご回答いただきましてありがとうございました。

質問というより要望になりますが、議題1－2については、高裁管内、高検管内、関弁連管内、新潟とか静岡とか山梨とか、北関東全部もそうですけれども、東京だけの問題に限らず地方の問題も併せて審議する必要があるところもあるかとは思いますので、東京の話は三庁の話し合いだけではなくてもう少し広域の大枠部分ももしよろしければ検討していただきたい、という要望になります。

あと、議題1－3については、これは問題意識としては、中央集権化、分散化、という問題なんですね。弁護士は分散化の極たるもので、散らばっていますから、例えば地震が起きたとしても全員機能喪失することは多分なくて、誰かしら必ず業務ができる状態であると思いますが、裁判所や検察庁は中央集権されているので、例えば本庁が全部倒壊してしまったときに、支部がバックアップできるのかとかいった問題意識があります。例えば私は横浜地裁ですけれども、横浜地裁は実は相模原支部以外は全部海際にあるので、津波が来たら多分全部被災します。ハザードマップを見ても、小田原は若干高いですが本庁と川崎と横須賀はまず間違いなく難しい。そういう問題もあって地裁は大丈夫かなと思ったりもするので、引き続き今後も地方の実情に最も合った業務継続計画策定にご尽力いただければと思います。

以上です。

【司会（中野明安氏）】 多湖委員、ありがとうございました。広域災害ということですので、関弁連の議題とするには非常に適切なお話かと思います。私が災害対策委員会の委員だからということで言っているわけではなくて、まさにそういう適切な回答や協議だと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

そのほか、何かご質問等ございますか。

なければ、本議題については終了させていただきます。

議題2 昨年12月25日、第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～が閣議決定されたところである。そこで、裁判所及び検察庁における男女共同参画、出産・育児期間中の職員に対する支援、ハラスメント対策、すべての性の平等、等に関する具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等について、提案理由記載事項を中心にご教示いただきたい。

(関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会提案)

【司会（中野明安氏）】 議題2に入ります。議題2は、裁判所及び検察庁における男女共同参画への取り組みに関する議題です。提案委員会である関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会の佐藤委員長から、補足説明があればお願ひいたします。

【佐藤正知氏（関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会委員長・神奈川県弁護士会）】 委員長の佐藤正知でございます。特に補足すべきことはございません。よろしくお願ひいたします。

【司会（中野明安氏）】 では、この議題について、東京高等裁判所事務局長・石井様及び先ほど来ご回答いただいております東京地方検察庁次席検事・森本様からご回答いただけだと伺っております。

初めに石井様、ご回答をよろしくお願ひいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題2の関係ですが、裁判所では、国全体の積極的な取り組みとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により数値目標の設定を含む特定事業主行動計画の策定が義務づけられたことに伴いまして、「裁判所特定事業主行動計画」を策定・公表しております。東京高裁管内の裁判所におきましても、この行動計画に基づいて、子育てや介護を担う男女を含む組織全員が力を最大限発揮できるように女性の活躍や推進に取り組んでいるところです。

取り組みの成果等につきまして、提案理由にお書きいただいた事項を中心にご説明いたします。

まず女性比率ですが、裁判所全体における数値をお答えいたしますと、一般職に関する昨年の採用者に占める女性の割合は、約64.0%です。昨年の一般職全体に占める女性の割合は、書記官が約36.2%，家裁調査官が約55.7%，事務官が約44.5%となっております。一般職の採用につきましては、男女の偏りなく募集パンフレットへの掲載や業務説明会などへの派遣を行うなど、きめ細やかな実効性のある広報活動などを推進しているところです。

続いて裁判官ですが、裁判官の昨年の採用者に占める女性の割合は、約26.7%でありまして、昨年の裁判官全体に占める女性の割合は約23.0%となっております。判事3号以上の判事に占める女性の割合につきましては、そのような統計をとっておりませんので把握しておりません。また、判事は一般職国家公務員における指定職俸給表適用者に準じた取扱いを受けておりますが、判事に占める女性の割合は約24.7%となっております。裁判官の各役職段階に占める女性の割合の成果目標についてご指摘御質問がございますが、裁判所といたしましては、裁判官としてふさわしい資質・能力を備えた方については、男女を問わずできる限り任官してもらい、男女ともに裁判官として活躍できるようにすることが重要であると考えております。

続きまして一般職に戻りますが、一般職の管理職員に占める女性比率につきまして、こちらも裁判所全体における数値をお答えいたしますと、最高裁の課長相当職以上につきましては約15.6%，下級裁判所の課長、最高裁判所の課長補佐相当職につきましては約29.0%となっております。一般職における女性職員の職域拡大、計画的な育成などのために、研修や試験の実施にあたって、育児等の家庭事情を抱える女性職員なども参加あるいは受験しやすいよう配慮したり、幹部職員から各種研修や事務打合せなどの機会を通じて、裁判官及び管理職員をはじめとする全ての職員に対し女性職員の活躍に向けた取り組みの重要性などについて意識啓発を行うほか、採用間もないころから継続的に各種研修等において、先輩職員の活躍状況や経験談などを紹介する機会を設けるなどしているところでございます。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございました。

続いて森本様。ただいま山元様にご臨場いただきましたが、先ほど森本様にお願いしましたので、森本様にお願いします。

【山元裕史氏（東京高等検察庁次席検事）】 遅れまして申し訳ありませんでした。本来私の仕事となっておりますので、私からご回答させていただきます。

【司会（中野明安氏）】 失礼いたしました。よろしくお願ひいたします。

【山元裕史氏（東京高等検察庁次席検事）】 それでは、議題2についての検察庁としての回答をさせていただきます。

第5次男女共同参画基本計画を踏まえた具体的な取り組みですが、庁内では女性検察官の活躍を説明会等の場で積極的に情報発信するなどしております。まずもって女性検察官の雇用拡大に向けた取り組みを行っております。更に種々の配慮としては、育児休業中の検察官に対して、職務に関する情報提供を随時行うようにして情報が切れないようにしております。また、育児休業中に研修を受講できなかつた者が生じるわけですが、そのような者については、復帰後に研修の機会を付与す

ることによって計画的な検察官としての実力育成・涵養等にも努めております。更には、子育て中の検察官の継続就業がスムーズにいくようになっておりまして、育児休業中の者が保育所の確保を必要とする場合には、異動先の内示を可能な限り早期に実施するとか、あるいは勤務先周辺の保育所等に関する情報提供を行うなど、仕事と家庭の両立支援という施策も推進しております。

また、法務省・出入国在留管理庁・公安審査委員会・公安調査庁、特定事業主行動計画（通称「アット・ホウムプランープラスONE」）に基づきまして、育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇等の各種休暇制度の周知に努めておりまして、それぞれの取得を推進・促進するようにしております。更に、早出・遅出勤務の活用等によりまして個々の事情に応じた柔軟な勤務を可能とするなど、男女問わず働きやすい職場環境とするための各種取り組みを行っております。

その上で東京地方検察庁としての取り組みをご紹介いたしますと、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みとして毎週水曜日に、ワーク・ライフ・バランスという観点から一斉定時退庁を進めているわけですが、及び毎月19日の「育児の日」以外に毎定時退庁日を月1回設定して定時に退庁する取り組みを進めています。更に早出・遅出勤務とテレワークを合わせて半年で10回以上こういうものを実施しましょう、という取り組みも行っています。また、職員の健康の保持・促進と心身のリフレッシュを図るため、年度当初には年次休暇を計画的に取得するようにも職員に周知をしております。

引き続き、役職者に占める女性の割合等についてもご説明をさせていただきます。初めに職員数に占める女性の割合ですが、概数で申し上げますと、検事のうち約26%，副検事のうち約4%余り、双方を合わせた検察官の女性の割合は約20%です。他方、検察事務官については約26.5%となっています。

次に、採用者に占める女性の割合についてですが、令和2年度の数値をご紹介しますと、検事は令和2年12月採用の73期に占める女性の割合は約36%でありました。他方、検察事務官については、令和2年度の一般職試験採用者に占める女性の割合は43.6%です。副検事につきましては、副検事選考試験に合格した者が任官者のほぼ全体でありまして、検事や検察事務官での採用者に占める女性割合という点ではやや性質の異なる面があるとは考えておりますが、令和2年度の1次試験免除者を含む副検事試験の受験者数は

■。本年度における指定職相当以上の検事（一般職国家公務員における指定職俸給表適用者に準じた取扱いの検事）の女性の割合は約21.2%，また、検察事務官の各庁における課長職相当以上の女性の割合は約9.6%，約1割です。

検事につきましては、第5次男女共同参画基本計画では、2025年末までには

検事に占める女性の割合を30%とするという成果目標が設定された一方、検事は一般の国家公務員のような役職段階（指定職相当や課長相当職）が設けられておりませんので、役職段階別の成果目標は設定されていないものと承知をしております。他方、検察事務官につきましては、法務省の成果目標に基づいて各役職段階における目標値を設定しております。具体的には2025年末までに指定職相当に占める女性の割合を8%，本省課長職相当職に占める女性の割合を10%，地方機関課長、本省課長補佐相当職に占める女性の割合を17%，本省係長相当職に占める女性の割合を30%とする目標値が設定されているところです。これらの目標値は、第5次男女共同参画基本計画で定められた成果目標と同じです。

続けて提案理由の第3ですが、出産・育児期間中の職員支援です。東京高検、東京地検と分けてご説明したいと思いますが、検察庁では仕事と家庭の両立支援制度の利用を促進しており、男女問わず職員の状況に応じたきめ細かい対応や配慮を行うことによって全ての職員が活躍できる職場環境の整備を図ることを目的として様々な取り組みを行っています。その一環として、人事担当者や管理職員が職員または職員の配偶者の出産・育児に係る状況や仕事と家庭の両立支援制度の利用状況、更には利用希望などを把握して、職場における配慮や個別に利用できる両立支援制度の説明を行うための育児シートを活用するようにしています。

また、男性職員の育児に伴う休暇・休業の計画的な取得を促進するため、男性職員の育児に伴う休暇・休業等取得計画兼フォローシートも活用しております。子どもの出生が見込まれることとなった場合には、育児に伴う休暇・休業等を合計して30日以上取得できるよう計画を立てて、男性職員がその計画に沿った休暇等を取得できるよう取り組んでいます。

また、育児休業中の職員に対するサポート体制としては、あらかじめ連絡担当者及び休暇・休業中に提供を希望する情報について本人の意向を確認するようにしております。そして、その担当者から定期的な情報の配信を行うようにしています。また、本人が希望する場合には、各庁が実施する研修・勉強会・講演等に育児休業中等であっても参加できるよう実施予定等について連絡を行っています。更に管理職員は、育児休業中職員等が円滑に職務復帰し仕事と育児を両立しながら活躍できるよう育児休業等取得時及び復帰前、更には復帰時において個別の面談を実施するようにしております。この面談において本人のキャリアプランに関する意向を確認するとともに復帰後の働き方についての意識の共有も行っています。

もう1つ、東京地方検察庁での取り組みについてご紹介したいと思います。

どうしても休暇・休業中の職員は職場との関係が希薄になって職場訪問を躊躇する、顔を出すことを躊躇する。更には職員同士の交流も少なくなつて情報の入手がしにくい状況に置かれたという実情を把握した等々のことを踏まえて、次のような

取り組みを行っています。1つ目は、プレイデートという施策を実施しています。これは平成27年度から令和元年度まで、年に1回または2回、気軽に職場訪問してもらえる雰囲気を醸成し、育児休業中等職員同士の交流、更に職場復帰に向けた情報交換を行うことを目的に、子連れで情報交換会を行うものを「プレイデート」と称して、子ども同士を遊ばせて親同士が時間と場所を決めて会う。子ども同士を遊ばせつつ親もいろいろ情報交換をしましょう、というものとして行っております。プレイデートは、子どもの体調にも配慮して途中参加及び途中退出も自由ですし、一堂に会する機会を利用して子育て中の職員のための座談会なども開催しております。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして令和2年度のプレイデートの開催は見送っておりますし、今年度も同様の理由から集まっての開催は見送ることとしました。もっとも、育児休業中等の職員同士の交流や情報交換を行う場所の提供ということではプレイデートの開催は好評であったことから、今年度はオンラインによる交流会という形で11月に2回開催をいたしました。

更に東京地検では次のような取り組みを行っております。

アドバイス集を配付すること、更には育児休業中等の職員の業務に必要な私物について、従前は自宅に持ち帰る、復帰時にまた持つて来るということで負担をかけていたわけですが、これをスムーズにするために職場で一括保管をする。本人の同意を得て保管する。更に管理職員等による面接を行って、育児に関する制度の説明や負担軽減措置などの確認、定期的な状況の確認等を行っています。また、休業中の情報提供としては、どのような情報を休業中に希望するかを事前に確認した上で、期間中に随時提供しています。更に、先ほど言いましたような職場訪問等の機会をそのほかにもつくっておりますし、復帰時にはサポートプログラムを作成して種々の機会を提供しています。男性職員についても、子どもが生まれた男性職員の1カ月以上の休暇・休業の取得を促進しているところです。

第3については以上です。

提案理由の第4、ハラスメント対策についても検察における取り組みをかいつまんでご説明したいと思います。

東京高検では苦情相談体制として相談窓口が各庁に設定されているわけですが、相談員が苦情相談を受ける対象は所属庁とか管内検察庁の職員のみであります、職員以外の者からの相談等は基本的には対象としておりません。昨年度、東京高検と管内地検の相談窓口で受理した相談件数は合計8件でした。相談を受理した庁において加害職員及び被害職員の聴き取り調査を行ってハラスメントの事実が認められた事案について配置替えや種々の対応をしておりまして、いずれも対応いたしました。ハラスメントの相談窓口やアンケート等による把握等については、相談件数を個別・具体的に把握はしていませんが、職員と面談等をする機会には必ず、ハラス

メント被害の有無やハラスメントを第三者として見聞きしたことがないかを確認することを徹底しています。また、相談者が窓口を利用しやすくするために、面談、電話、電子メール、手紙、適宜な方法で相談ができますし、相談内容については、被害を受けた職員のものからに限らず、他の職員に対するハラスメントを目撃した第三者からの相談、更にハラスメントかどうか想像がつかない内容も含む幅広い相談を受ける体制を整備しております。

他方、東京地検における具体的な工夫等をご紹介しますと、法務省からの通達等が出されておりまして、相談員を置いているわけですが、高検、最高検、法務省、人事院に対しても相談が可能であるという体制になっておりまして、常勤、非常勤を含めた職員向けの窓口としています。また、相談員は男女別・官職別に指名しており、心理的ハードルを下げて申告がしやすいように若手職員も相談員に選定するなど、窓口については種々の体制を整えています。また、管理職においては、面談時に、先ほど高検でもお話ししましたように有無を確認しておりますし、面談の機会に相談ができる場にもするようにしています。併して重点目標にハラスメント防止を盛り込んでおりますし、ハラスメントに関するDVDを視聴して意見交換会を行う参加型の研修、更に組織としてハラスメントを許さないという風土を構築するための環境整備等に取り組んでいます。また、職員以外の者からの相談窓口については、東京地検の窓口は職員以外の者からの相談は対象とはしていませんが、最高検においては検察庁職員に対する公益通報窓口あるいは監察指導部の情報提供窓口が設けられてこれらが活用できるようしております。

処理状況については、各種事案については事実関係を確認し、ハラスメント行為者に対する指導・監督その他人事上の措置について対応しています。相談があった案件の処理としては原則、ハラスメント相談員や監督者から苦情相談への対応結果について適宜な方法により相談者と被害者本人に通知をしています。アンケート等については、東京地検では特に実施しておりません。

第5、すべての性の平等についての取り組みということですが、東京高検では新規採用者に対して男女共同参画の推進やハラスメントの防止に関する研修を実施しており、研修においてセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）に関する偏見に基づく言動等もセクシュアル・ハラスメントに該当することなど、種々の指導をしています。また、全ての性の平等、ハラスメントの防止に関する取り組みとしては、内閣人事局の主催するハラスメント防止に関するeラーニング講習、また法務省として毎年度1回、職員全員参加型研修を行うなど、理解を深めるための取り組みを行っているところです。加えて東京地検では、セクシュアル・マイノリティを含めた全ての性の平等に関するハラスメントを防止するための対策として、ハラスメントに関する苦情相談体制において苦情相談を受け付けることとしておりまし、ハ

ラスマントに関する資料を職員に周知して防止の啓発を行っています。また、人事院規則におきまして性的指向や性自認を「からかい」や「いじめ」の対象とすることがあり、これらの言動はセクハラの言動の対象ともなり得ると例示されていますので、これらの「からかい」や「いじめ」についてもセクハラ相談の対象としています。これらの規則を受けて、ハラスマントの対策、相談、対応研修においては、このような事例も相談対象であることを周知しているところです。

以上、駆け足になりましたがご紹介をさせていただきました。

【司会（中野明安氏）】 山元様、詳細なご説明ありがとうございました。

石井様のご説明、山元様のご説明、いずれも詳細にご説明をいただきましたが、提案委員会から今のご回答について更にご質問などございますか。

【佐藤正知氏（関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会委員長・神奈川県弁護士会）】 時間が限られておりますところ大変恐縮ではございますが、裁判所におかれましては、提案理由の第3以下について、もしご回答がございましたらよろしくお願いいいたします。

【司会（中野明安氏）】 それではよろしくお願いいいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 失礼いたしました。私の回答は提案理由の第2までで止まっておりましたので、第3以降につきましてご説明させていただきます。

まず第3の、出産・育児期間中の職員支援ですが、「出産・育児と仕事との両立支援制度に関するハンドブック」というものを全職員に周知して、いつでも見られるようにしております。また、取得対象となる裁判官・一般職には個別にこのハンドブックを配付することもしておりますし、管理職員に対しては、研修等の機会に育児・介護中の職員への配慮の必要性、本人が抱える事情の把握の重要性を説明するなどして、育児・介護の事情を抱える職員が両立支援制度を活用できる職場環境の整備に努めているところです。

また、育児休業中や復帰時に職務関連情報を提供したり、復帰時に研修等を実施したりするなど、育児休業を取得した裁判官・一般職の円滑な復帰に向けたフォローアップ体制態勢の充実にも努めております。更に、出産・育児期間中の職員に対しては個別の面談などを通じて育児等に係る状況を適時に把握しているほか、男性の裁判官・一般職の育児に伴う休暇・休業の計画的取得を推進するため、「男性職員の育児に伴う休暇・休業等取得計画書兼フォローシート」を整備して活用しております。子の出生が見込まれこととなった場合には、対象となる男性職員の希望を踏まえ、育児に伴う休暇・休業等を合計して30日以上取得することを目指して計画を立て、その計画に沿った育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇などが取得できるよう組織として取り組んでおります。

第4のハラスメント対策につきましてですが、裁判所では、セクハラに限らず妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント及びパワハラを含めた各種ハラスメント全般に関する相談窓口を各庁に設置しているほか、最高裁に設置している相談窓口の相談員は全国から、東京高裁に設置している相談窓口の相談員は管内全体からの相談を受け付けるという体制をとっています。管内の令和2年1月～12月のセクハラ相談・通報件数は14件、パワハラ相談・通報件数は18件でありまして、いずれも相談があった場合には速やかに対応しています。

相談員に苦情申し出があった場合の具体的な対応ですが、相談者の希望する性の相談員を含む複数の相談員が面談をして、まずはお話を伺う。い、相談者の心情に配慮しながら相談内容に応じて助言をしたり、関係職員から事情聴取をするなどして事実調査を行います。ハラスメントの内容によっては、職場監督者の指導により職場環境改善を図る。行為者を直接指導する。人事上の措置をとる、ということもあります。また、職員に対するハラスメントの実態調査アンケートは実施しておりませんが、相談窓口について相談者が利用しやすいようにするための工夫として、各種ハラスメントに関するQ&Aを全部署に備え付けているほか、相談員を庁内ホームページに常時掲載し、異動時・異動期においては相談員の再周知を図っております。

第5の、すべての性の平等についてですが、裁判所では、最高裁判所事務総長通達におきまして、全職員に対し各種ハラスメントの防止を周知しております。同通達で引用している「セクシュアル・ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針」の中で、職員全員が認識すべき事項として、性的指向や性自認を「からかい」や「いじめ」の対象としたり、性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らすことはハラスメントになり得るものとして注意喚起をしています。裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員に対する研修を実施する際には、この点も踏まえた各種ハラスメントの防止に関する事項を含めるものとしておりまして、特に新たに採用された職員及び初任の監督者に対する研修の際には、必ず各種ハラスメントの防止に関する事項を含めて実施をしています。また、裁判官の研修を担当する司法研修所では、DV、セクハラ、女性子差別撤廃条約等への裁判官の意識を高めるために、国際人権問題を専門とする大学教授等を講師として招き各種講演等を実施しているところです。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 石井様、ありがとうございました。ただいまのご回答について、提案委員会から何かご質問等ございますか。

【佐藤正知氏（弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会委員長・神奈川県弁護士会）】 詳細な説明ありがとうございました。

【司会（中野明安氏）】 それでは議題3に進みたいと思いますが、実は我々のほうで予定していたのは、議題2については10分程度でご説明いただけるものかと思っておりましたが、30分ほどご説明をいただいたという状況でございます。この後2時間の中での進行ですので、できれば皆様にご協力を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

議題3－1 財産開示手続の運用について

令和元年改正民事執行法（令和元年法律第2号、以下「改正法」という。）下の財産開示手続の運用状況に関し、以下の点を伺いたい。

- （1）令和元年4月1日の改正法施行後の財産開示義務者の不出頭・虚偽陳述を理由とする告発件数及び起訴件数（うち、懲役刑の件数及び罰金刑の件数）

（関弁連消費者問題対策委員会提案）

議題3－2 財産開示手続等の不動産評価の疎明資料について

財産開示手続及び第三者からの情報取得申立手続で、事前に競売申立を行っていない場合の不動産評価の疎明方法について、固定資産評価証明書、公課証明書又は不動産業者の査定書以外の簡易な疎明方法がないか。

（関弁連消費者問題対策委員会提案）

【司会（中野明安氏）】 議題3－1及び議題3－2は、財産開示手続に関する議題です。提案委員会である関弁連消費者問題対策委員会の白井委員から、議題3－1及び3－2について補足説明があればお願ひいたします。

【白井晶子氏（関弁連消費者問題対策委員会委員・第二東京弁護士会）】 ございません。よろしくお願ひいたします。

【司会（中野明安氏）】 この議題については、議題3－1を東京高検次席検事・山元様から、議題3－2を東京地方裁判所民事部所長代行・江原健志様からご回答いただけますと伺っております。

初めに山元様、議題3－1についてご回答をお願ひいたします。

【山元裕史氏（東京高等検察庁次席検事）】 議題3－1は、令和元年改正民事執行法（令和元年法律第2号）の下の財産開示義務手続の運用状況に関して、令和元年4月1日の改正法施行後の財産開示義務者の不出頭・虚偽陳述を理由とする告発件数及び起訴件数（うち、懲役刑の件数及び罰金刑の件数）、というご議題になっておりますが、検察庁におきましては、これらの規定の不出頭・虚偽陳述等に具体的にフォーカスを当てた観点での統計がとられておりません。したがいまして、これらの件数についてお答えすることは困難です。申し上げられるとすれば、これらの該

当事案が発生した場合には個々の事案に応じて適切に対処している、と言うほかないといいますか、もちろん事案の実態を踏まえて適切に対処することになるんだろうと思っています。

以上です。

【司会（中野明安氏）】 山元様、ありがとうございます。

続きまして、江原様、議題3-2についてご回答をよろしくお願ひいたします。

【江原健志氏（東京地方裁判所民事部所長代行）】 ありがとうございます。東京地裁の民事部の所長代行をしております江原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。議題3-2の回答について私からご説明させていただきます。

議題3-2のご指摘ですが、民事執行法の205条の1項、206条の1項、207条の1項の規定による第三者からの情報取得の申立て、あるいは同法の197条1項2号の規定による財産開示の申立てをすされる場合におきまして、~~民事執行法~~197条1項2号に該当する「とき」という要件に当たることを証する書類として、当庁民事執行センター（民事第21部執行部）が実務の運用として求めている財産調査結果報告書の添付書類について問うものと解されます。この財産調査結果報告書の書式あるいはその添付書類については当庁のウェブサイトでも利用者へのご案内をしておりまして、そのご案内の内で、この要件とされている「知り得る財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないこと」の疎明として、債務者の住所地等の不動産が債務者の所有である場合について、ご指摘の固定資産評価証明書等を添付していただくように記載しているところです。

もっとも、「不動産業者の評価書」・「査定書」及び「固定資産評価証明書」・「公課証明書」と並びまして、「その他、債務者所有の不動産に競売手続をしても、無譲与剩余であることを疎明する文書」を記載して挙げておりますとおり、ご指摘の各書類はいずれも例示にすぎないものでございまして、特定の書類に限定しているという趣旨のものではございません。実際にも、同一のマンションの中内の他の区分建物の売出価格についてのインターネット上の資料など、ご指摘の固定資産評価証明書や不動産業者の査定書等以外の書類を疎明資料として申し立てられたという例も見受けられるところです。法律上定められた疎明の資料であるため、執行裁判所において当該書類により執行法の197条1項2号に該当する旨の心証が得られるものであれば足りまして、特定の書面に限定されるものではもとよりございません。確かに地方税法及びその委任命令が規定している固定資産評価証明書等の交付を受けることができる者には、情報取得あるいは情報開示の申立てをする者は含まれていませんし、また、不動産業者の評価書等についてもご指摘のような事情があることは理解することができますが、他方、民事執行法の規定によって申立ての要件とさ

れているものですから、何らかの書類によって疎明をしてもらうほかなく、代理人の皆様の実務上の工夫を期待したいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 江原様、ありがとうございます。これまでの山元様、江原様のご回答に対して、提案委員会から更にご質問等はございますか。

【白井晶子氏（関弁連消費者問題対策委員会委員・第二東京弁護士会）】 少し時間が押しているということですので、質問ではなく一言だけ短くさせていただきます。

固定資産評価証明書、公課証明書については法律上とれないことが明らかになっているので、これを定型書式にのせてることは無駄なトラブルのもとになるのではないかと思います。その辺はご考慮いただいたほうがいいのではないかと思っております。よろしくお願ひいたします。

【司会（中野明安氏）】 ほかにどなたかご質問、ご意見はございますか。

よろしくございます。それでは議題3は終了させていただきます。

議題4 家事調停事件における日本語に通じない当事者に対しては、相手方の意向に關係なく調停期日への通訳人の立ち会いを認めて頂きたい。

（関弁連外国人の人権救済委員会提案）

【司会（中野明安氏）】 続いて議題4に入ります。議題4は、家事調停事件における通訳人立会いに関する議題です。提案委員会である関弁連外国人の人権救済委員会の出井委員長から補足説明があればお願ひいたします。

【出井博文氏（関弁連外国人の人権救済委員会委員長・長野県弁護士会）】 手短にお話しさせていただきます。

外国人の人権救済委員会ということで、入管、難民あるいは多文化共生、司法アクセス、行政アクセスという問題を扱っております。司法アクセスという点に関しては、近時の外国人増加の状況に伴い、根本的な手続のあり方、裁判所の窓口案内から始まって、その手続に関して全般を議論する必要があろうかと思います。そのような中で、直近で生じた案件に関してここで質問をさせていただく次第です。リアケースだと思いますが、通訳人立会いに関して若干の困難があったというご報告がありました。特に家事調停ということになりますと、調停前置から始まって紛争解決に至る手続の問題があります。相手方は日本の方が多いということで、相手方の紛争解決に対する期待も含めて、それから通訳人の確保に我々が尽力していることをぜひご考慮いただいて、この点スムーズにやっていただきたい、というご質問です。よろしくお願ひします。

【司会（中野明安氏）】 この議題については、東京家庭裁判所家事部所長代行・細矢様からご回答いただけますと伺っております。細矢様、よろしくお願ひいたします。

【細矢 郁氏（東京家庭裁判所家事部所長代行）】 東京家裁の細矢と申します。よろしくお願ひいたします。

今ご設問にありましたる通訳人は、正式な選任手続を経た通訳人ではなく当事者が連れてくる事実上の通訳人を指していると思います。実際、調停の現場では、日本語に通じない当事者の方が友人、親族の方などを通訳人としてお連れになるてくることはが、費用等の点においてもメリットがあると思われますのでることから、比較的多く見られることようでございます。このような場合、裁判所、調停委員会としては、他方当事者の意見を聞くようにはしておりますが、仮に他方の当事者が反対の意見を述べたというふうにおっしゃったとしても、それだけを理由に通訳人としての立会いを認めないという扱いことはしておりません。通訳の必要性や事実上の通訳人の属性、当該事案における立場やそれまでの関わり等を総合考慮し、相性について判断してゆることになおります。

なお、事実上の通訳人に対しては、事前に、あくまでも通訳のために立会いを認めるものであること、もし不適切な言動があった場合には退席していただくことがあることを説明しております。なお、当事者に通訳が必要であるというご事情や事実上の通訳人を同行する予定があるということなどは、事前に裁判所に対して事前にご連絡いただけますと、その後の進行において、双方当事者、裁判所両方にとつて円滑に手続が進むことになりますので、どうぞご協力いただけますと有り難いと存ります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 細矢様、ありがとうございます。提案委員会から今のご回答について更にご質問等ございますか。

【出井博文氏（関弁連外国人の人権救済委員会委員長・長野県弁護士会）】 結構です。

【司会（中野明安氏）】 ほかの皆様からご質問、ご意見等はございますか。

よろしうござりますか。それでは議題4についてはこれにて終了とさせていただきます。

議題5 裁判員裁判における遠隔地間のビデオリンク方式の証人尋問手続（刑事訴訟法第157条の6第2項4号）について、専門家証人の場合、証人がパワーポイント資料等を使用・提示を前提に準備するケースがあるが、その対応状況。及び、このような専門家証人の場合における、裁判所側カメラの撮影・操作についての工夫等あれば、情報提供・意見交換をお願いしたい。

(静岡県弁護士会提案)

【司会（中野明安氏）】 続いて議題5に入ります。議題5は、裁判員裁判におけるビデオリンク方式の証人尋問手続に関する議題です。提案会である静岡県弁護士会・高木副会長から補足説明があればお願ひいたします。

【高木 登氏（静岡県弁護士会副会長）】 簡単に補足させていただきます。この議題は主に医師の尋問を念頭に置いております。新型コロナ問題以降、病院の運用などによって県域をまたいで移動は難しいということで、リモートのビデオリンクで主尋問が実施される場合があります。こういう場合に、医師の場合は大体スライド資料などを用いるんですが、ズーム（Zoom）ミーティングにおける共有モードみたいに両方出すことが機材上なかなか難しいということを聞いたことがあります。その辺に対して何か対応とか機材の更新などがあれば教えていただきたいと思います。

もう1点は、尋問の状況について、例えば裁判員の方がうなずいているとか眠そうにしているとかいうことによって理解度が推し量れる場合がありますが、答えていたり方はそれが見えないということでやりづらさを感じる場面があるのではないかと思いましてこの点についてもお伺いしました。裁判員裁判ではわかりやすい審理が求められていることから、こういった点についてどのような対応をしているか教えていただきたく思います。

以上です。

【司会（中野明安氏）】 高木副会長、ありがとうございます。

この議題について、東京地方裁判所刑事部所長代行・永渕様からご回答いただけますと伺っております。永渕様、よろしくお願ひいたします。

【永渕健一氏（東京地方裁判所刑事部所長代行）】 東京地裁刑事部の所長代行を務めております永渕と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

この議題につきまして東京地裁本庁、それから立川支部の実情を少し調べてみましたが、ご出題のように構外ビデオリンクを使用して専門家証人の証人尋問をいわゆるプレゼン方式で実施したという実例はちょっと把握ができませんでした。では、今度は機器の仕様のほうはどうかということですが、いわゆるプレゼン方式による証人尋問において証人が使用するパワーポイントの映像などを裁判体のモニターに表示することは、ケーブルでつなぐなどの作業が必要ではあるものの、機器の仕様上は可能です。また、証人側のモニターにどのような映像を表示するかについても、もちろん機器の仕様上の制約はあるわけですが、幾つかの選択肢があるようです。

いずれにしましても、裁判体として構外ビデオリンクの機器をどのように活用するかは、仕様上の制約の中で、検察官及び弁護人のご意向も踏まえまして、裁判員、

補充裁判員を含む裁判体の心証形成のしやすさ、いわゆる補充尋問を含めて尋問者の尋問のしやすさ、証人自身の証言のしやすさ—といった事情を勘案して、それぞれの事案に応じて決めていくことになろうかと思われます。弁護人のお立場から機器の活用方法について何らかの要望がおありの場合には、事前の検討とかや準備作業などが必要となることも少なからず想定されますので、早め早めに裁判体に相談するようにしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【司会（中野明安氏）】 永渕様、ありがとうございました。提案会から今のご回答について更にご質問等はございますか。

【高木 登氏（静岡県弁護士会副会長）】 大丈夫です。ありがとうございました。

【司会（中野明安氏）】 ほかの皆様から何かご質問、ご意見等ございますか。よろしうござりますか。それでは議題5についてはこれにて終了とさせていただきます。

議題6 海外に居住する当事者や証人のオンラインでの訴訟等への参加、特に証拠調べの実施を検討すべきではないか。

（関弁連外国人の人権救済委員会提案）

【司会（中野明安氏）】 続いて議題6に入ります。議題6は、海外に居住する当事者や証人のオンラインでの訴訟等への参加に関する議題です。提案委員会である関弁連外国人の人権救済委員会の出井委員長から、補足説明があればお願ひいたします。

【出井博文氏（関弁連外国人の人権救済委員会委員長・長野県弁護士会）】 委員長の出井です。

我々は既にウェブ会議、「Teams」を使った裁判あるいは労働審判を経験して徐々に経験を積み重ねて慣れていく途中ですが、近時の人材の流動化を含めまして、人・物・金・サービスも国境を越えた移動にやはり司法も対応していくべきではないかという観点から、この質問をさせていただいております。特に裁判資料の入手に関して「Teams」がやはり有用であることは言をまたないところですが、これが利用できればというところがあります。これは当事者の裁判を受ける権利にも資する。海外にいる日本人も含めて海外在住者の司法アクセスという観点からご質問させていただいております。これはひいては日本の司法のプレゼンスの向上という観点からも非常に重要な論点となるべきものです。

以上の提案理由でよろしくお願いします。

【司会（中野明安氏）】 出井委員長、ありがとうございます。

この議題について、東京地方裁判所民事部所長代行・江原様からご回答いただけ
ると伺っております。江原様、よろしくお願ひいたします。

【江原健志氏（東京地方裁判所民事部所長代行）】 ありがとうございます。民事裁
判手続のIT化につきましては、現行法の下におけるウェブ会議を利用した争点整
理手続（いわゆる「フェーズ1」）が昨年2月から開始されておりまして、ただいま
の出井委員長のお話にもありましたとおり、当庁の本庁民事部におきましても、訴
訟代理人の皆様方のご理解とご協力を得まして、順調にその利用件数も増加してい
る状況にございます。この場をお借りしまして、改めて御礼を申し上げます。あり
がとうございます。

ご指摘の法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会におきましては、「近年におけ
る情報通信技術の進展等の社会経済情勢の変化への対応を図るとともに、時代に即
して、民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくなる」という観点から、民事訴訟手続の全面的なIT化（いわゆる「フェーズ2」「フェーズ3」）に向けた調査・審議が行われております。その検討項目の1つとして、
ウェブ会議等による証人尋問を行うことができる場面を拡大するため、民訴法の関
連規定の規律を見直すことが取り上げられているものと承知しております。

お尋ねの一海外に居住する当事者あるいは証人の証拠調べを行うことにつきまし
ては、法務省に設置された検討会の取りまとめ、具体的には「IT化に伴う国際送
達及び国際証拠調べ検討会に関する取りまとめ」ですが、こちらでは、各国の動向、
域外的な証拠収集に関する多国間条約等に触れつつ、証人等に対する呼出状の送達
及び証人等の宣誓と国家管轄権との関係、並びに証人等に対する尋問の実施と国家
管轄権との関係、更にはウェブ会議を通じて訴訟指揮や釈明権、釈明等を行うこと
が外国における国家管轄権の行使にあたるかにつきましても検討がされ、様々な意
見が出されているところであります。民事訴訟法（IT化関係）部会では、この取りま
とめを踏まえた議論が行われたものと承知をしております。

いずれにいたしましても、上記のような議論の状況に鑑みますと、我が国と外国
との間の取決め、あるいは立法上の措置といったものもなく、裁判所の実務的な運
用として、外国に所在する証人等についてウェブ会議を利用した証人尋問等を行
うことにつきましては、慎重に検討していくことが相当ではないかと考えている
ところです。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 江原様、ありがとうございます。なかなか難しい問題かと
思いますが、提案委員会から今のご回答について更にご質問はございますか。

【出井博文氏（関弁連外国人の人権救済委員会委員長・長野県弁護士会）】 再質問
というかお願いですが、執行はともかく判決を得るという手続に関する問題ですの

で、その点は慎重というか柔軟にご検討いただければと思います。以上です。

【司会（中野明安氏）】 今のご発言は、ご質問ではなく要望ということでおろしゅうございますね。ありがとうございます。そのほかの皆様から何かご質問、ご意見等はございますか。

よろしゅうございますか。それでは、議題6につきましてはこれで終了とさせていただきます。

議題7 昨年度の法曹連絡協議会において、民事裁判のIT化に関する令和3年度予算の概算要求額について質問したところ、総額で「約2億4000万円」との回答であった。概算要求の約2億4000万円に対して、国会で承認された実際の予算の金額はいくらだったのか、ご教示いただきたい。

東京高等裁判所管内の地方裁判所の本庁では、既にWeb会議等のITツールを活用した争点整理の運用が開始されているが、今後、地方裁判所の支部や簡易裁判所においてもWeb会議等のITツールを活用した裁判手続が期待されており、そのためには予算も必要になると思われる。令和4年度予算の概算要求として、最高裁判所は総額いくら要求しているか、ご教示いただきたい。

また、令和4年度の概算要求に関し、東京高等裁判所として、最高裁判所に対し、東京高等裁判所管内の裁判所における民事裁判のIT化に関する予算の金額や項目等について何らかの要求を行ったのか否か、ご教示いただきたい。

これに関連して、何か要求を行った場合には具体的にどのような要求をしたのか、反対に、何も要求していない場合には要求していない理由について、ご教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【司会（中野明安氏）】 続いて議題7に入ります。議題7は、民事裁判のIT化の予算に関する議題です。提案委員会である関弁連地域司法充実推進委員会の原副委員長から、補足説明があればお願いいいたします。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 関弁連地域司法充実推進委員会の原です。本年度も当委員会から多くの議題を、しかも繰り返し出題させていただきまして誠に恐縮です。今年もよろしくお願いいいたします。

この議題につきましては、地域司法の問題は最終的にはやはり司法予算の問題だと考えておりまして、今回IT化について司法予算はどのようにされているかとい

うことでご出題させていただきました。よろしくお願ひいたします。

【司会（中野明安氏）】 議題7から議題11まで、東京高等裁判所事務局長・石井様からご回答いただけますと伺っております。石井様、まず議題7についてご回答をよろしくお願ひいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題7についてですが、まず国会で承認された民事裁判のIT化に関する令和3年度の予算額は2億2,900万円がありました。令和4年度については、最高裁判所は民事裁判のIT化のためのウェブ会議に係る経費として、概算要求に約1億4,600万円を計上しております。この概算要求に關し東京高裁として最高裁に対し、東京高裁管内の裁判所における民事裁判のIT化に関する予算の金額や項目等について要求を行っていることはございません。これはフェーズ1における各府の施行試行・運用の経過などは最高裁に情報提供されているところであります。最高裁においてそのような情報を踏まえて全国的な見地から必要となる経費が適切に予算要求されるものと認識しているおほかためです。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。提案委員会から今のご回答について更にご質問等ございますか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 1点だけ再質問させてください。

来年度は支部でも拡充することになっておりますが、来年度予算が減額された理由は何かありましたら教えてください。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 詳細については必ずしも把握はしていないところですが、そうした令和4年度に実施しようと考えている事柄について必要な経費は計上されたものと認識しているところでございます。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 ありがとうございました。

【司会（中野明安氏）】 ほかの皆様から何かご質問、ご意見はございますか。

よろしいでしょうか。それでは議題7については終了させていただきます。

議題8 裁判等のIT化に伴って、各地の支部・簡裁・家裁出張所の統廃合がなされないようにしていただきたい。また、各地に所在する簡易裁判所に、訴訟当事者本人等へのサポートセンターの役割を担わせる方策を具体的に検討されたい。

（関弁連弁護士偏在問題対策委員会提案）

【司会（中野明安氏）】 続いて議題8は、裁判等のIT化に伴う支部等の統廃合及び簡易裁判所の役割に関する議題でございます。提案委員会である関弁連弁護士偏在問題対策委員会の大井委員から補足説明があればお願ひいたします。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員・長野県弁護士会）】 特にありません。

【司会（中野明安氏）】 それでは、東京高等裁判所事務局長・石井様、議題8についてご回答をよろしくお願ひいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題8についてですが、まず支部につきましては「地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則」により、簡裁につきましては「下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律」により、出張所につきましては「家庭裁判所出張所設置規則」によりそれぞれ定められているところでございまして、いずれも高裁としてお答えする立場にないことはご理解いただきたいと思います。

また、IT化に伴いまして必要となる本人等へのサポートにつきましては、裁判所といたしましても必要な環境整備を検討することになろうかと思いますが、裁判所の中立・公平性に鑑みますと、日弁連におかれて表明されているような専門職団体等の適切な扱い手によるサポート体制の構築が不可欠ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 石井様、ありがとうございます。提案委員会から、今のご回答について更にご質問等ありますでしょうか。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員・長野県弁護士会）】 質問というか意見になろうかと思いますが、日本弁護士連合会も表明をしておりますけれども基本的には国の制度の改変ということですので、国が本人サポートをすべき責務を負っているのではないかと考えております。

その上で当委員会では、弁護士の少ない地域に直接赴いて支部等調査を行っていますが、独立簡裁地域等では弁護士事務所がないところや少ないところもありまして、そういう住民の皆さんのが独簡の窓口に赴いて法的な手続の相談をしていることはよく伺っているところではあります。また、独立簡裁は庁舎がかつては支部の庁舎であったところなどもありますし、施設自体は立派なのにやや持て余している感じのあるところもありますし、今検討されているIT化の制度設計としても、基本的にはご本人も裁判所に赴いて端末を使って閲覧等をするという制度設計がなされています。地域に満遍なく存在する簡裁を、率直に言ってやや先細り感のある簡裁を、活力をつける1つの方策として、より市民に身近な裁判所としても活躍できるような場として簡裁の有効活用を、ぜひ裁判所のほうでも積極的にご検討いただきたいと考えておりますので、意見として申し述べます。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。それではご意見として伺わせていただきます。ほかの皆様から議題8について何かご質問、ご意見等ございますか。特にございませんか。それでは議題8については終了させていただきます。

議題9 東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部を独立した地方裁判所・家庭裁判所本庁とすることについてのご見解を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【司会（中野明安氏）】 続いて議題9に入ります。議題9は、東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部の本庁化に関する議題です。提案委員会である関弁連地域司法充実推進委員会の原副委員長から、補足説明があればお願ひいたします。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 特にありません。

【司会（中野明安氏）】 それでは石井様、議題9についてご回答をお願いいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題9でございます。地裁・家裁支部の本庁化ですが、これは立法政策として政府・国会におかれいて検討されるべき問題です。そしてその検討にあたって必要な情報提供は、全国的な見地から最高裁の責任において対応すべき性質の問題であるということでございまして、政府や国会の検討の場での議論の具体的な内容については、高裁としてお答えする立場にはないところです。また、最高裁に対しましては、各種協議会や事務打合せの場などで関東弁護士会連合会のご意見についてお伝えしているところですが、最高裁の具体的な見解についてお答えする立場にはないということも併せてご理解いただきたいと思います。本日も関東弁護士会連合会からこのようないご意見があつたということにつきましては、最高裁に改めて伝えたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 石井様、ありがとうございます。

提案委員会から今のご回答について更にご質問等ございますか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 ありがとうございます。一応、地元からの強い要望がありまして毎年出題させていただいております。また来年も出題することになるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会（中野明安氏）】 私も法曹連絡協議会に7回出席していますが、毎回この議論は出ております。皆様の非常に強いご要望というのは裁判所にも伝わっているのではないかと思います。ありがとうございました。

ほかの皆様からご質問、ご意見等はございますか。

ございませんか。それでは、議題9についてはこれまでとさせていただきます。

(千葉県京葉地域における地方裁判所及び家庭裁判所支部の新設)

議題10-1 市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所について、近年増改築及び裁判官・調査官等の増員がなされているが、現在の裁判官・調査官・書記官数(填補がある場合はその数も含めて)、今後の増改築及び増員の予定について御回答いただきたい。

また、千葉家庭裁判所市川出張所及び市川簡易裁判所において行われる裁判手続(調停を含む。)について、現在裁判所本庁において行われているIT化の導入を考えているのか、考えているのであれば具体的にどのような形で導入されることを考えているかについてご教示願いたい。

更に、同管轄地域について、地方裁判所及び家庭裁判所支部の設置の検討を行ったことがあるか、ある場合にはどのような検討を行ったのか、また、ない場合には、そもそも検討を行わなかった理由について併せて御回答いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

(神奈川県における家庭裁判所出張所の新設)

議題10-2 神奈川県弁護士会は神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

昨年度の東京高等裁判所事務局長の御回答において、かかる要望を最高裁判所に伝えるとの見解が示されたが、いつ、どのような形式において、東京高等裁判所より最高裁判所に要望が伝えられたか、また、この要望に対し、最高裁判所はどのような対応をされたのか御教示いただきたい。

また、東京高等裁判所は、藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所における家事事件の需要についての調査を実施する意向はあるのか御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

【司会(中野明安氏)】 議題10に入ります。議題10-1と10-2とございます。議題10-1は、千葉県京葉地区における地方裁判所及び家庭裁判所支部の新設及びIT化の導入の有無に関する議題です。議題10-2は、神奈川県における家庭裁判所出張所の新設に関する議題です。提案委員会である関弁連地域司法充実推進委員会の原副委員長から、議題10-1及び10-2について補足説明があれ

ばお願ひします。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 時間の関係もありますので、ここは、特にありません、と言つておきます。

【司会（中野明安氏）】 それでは、議題10-1及び10-2については、東京高等裁判所事務局長の石井様から一括してご回答いただけますと伺っております。石井様、議題10-1、10-2についてご回答をよろしくお願ひいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題10-1の市川簡裁、千葉家裁市川出張所の人的体制態勢の関係ですが、まず裁判官の数は、市川簡裁は3名、千葉家裁市川出張所は千葉家裁所属の2名の裁判官が常時執務を行っていることに加えて、本庁の裁判官が週2回填てん補して執務を行う体制態勢をとっています。それから家裁調査官は、千葉家裁所属の6名の家裁調査官が常時執務を行う体制態勢をとっています。更に書記官ですが、市川簡裁は27名、千葉家裁市川出張所は市川簡裁の27名の書記官のうち17名が千葉家裁市川出張所の執務を行う体制態勢をとっているということでございます。

増員の理由及び今後の増員の予定ですが、裁判官、家裁調査官、及び書記官の配置につきましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などを踏まえて業務量に見合った適正な人の配置がなされる必要があるということで、これまでの増員も事件数の増加を含めこうした観点から行われているものです。東京高裁といたしましては、引き続き千葉地家裁とともに事件処理状況などにきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供するとともに、今後もこれまで同様、適切かつ迅速な事件処理の実現に向け、必要に応じた執務体制態勢の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

建物についてですが、現時点においては市川の裁判所について増改築の予定はないとの聞いております。

続きましてIT化に関するお尋ねがございます。これは市川出張所の関連だったと認識しておりますが、家裁につきましては本年12月8日以降、東京、大阪、名古屋、福岡の本庁4席で順次、家事調停手続におけるウェブ会議の試行が開始されることになっております。ほかの庁への運用拡大は、その試行の状況を踏まえて検討されることになると聞いています。また簡裁につきましては、令和4年2月上旬ごろから順次開始される地方裁判所支部におけるウェブ会議の運用状況を踏まえながら検討することになっておりますので、簡裁につきましても具体的にお示しできるものはないところです。

続きまして議題10-2も併せてということになりますが、本議題につきましては従前から出題いただいているということでありまして、提案理由にもあるとおり、管内人口や成年後見事件などの事件数が全国的には増加傾向にあるという点につき

ましては、東京高裁としても十分に認識しているところでございまして、今後もこれまで同様、適切正かつ迅速な事件処理の実現に向けて、必要に応じた執務体制態勢の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

地家裁支部の設置や家裁出張所の設置につきましては、先ほども少し触れましたけれども最高裁規則によって定められるものでございまして、そのようなものは最高裁において検討されるべき問題ですので、検討の有無も含めて東京高裁としてはお答えする立場にはないことを改めてご理解いただきたいと思います。関東弁護士会連合会並びに及び神奈川県弁護士会からこうした意見をいただいたことにつきましては、昨年度も本協議会の開催のころに最高裁に伝えているところですが、その伝え方、形式につきましては、個別案件に関する内部の事務処理の問題ですのでお答えは差し控えたいと思いますけれども、そのような形で最高裁には伝えているということでおざいます。なお、最高裁の対応につきましては、現時点では東京高裁において把握をしていることはございません。

更に議題10-2の関係で、藤沢、厚木、平塚の各簡裁における家事事件の需要についての調査につきましては、昨年度も議題として取り上げられたと承知しております。昨年度もお伝えいたしましたとおり、家庭内で紛争があるかどうか、あるとした場合にどのような解決方法を望むのかということはそれぞれであります、家裁における解決には限られないということですので、裁判所がそうした調査を実施するのは困難であると考えております、現時点では調査の予定はないところでございます。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 石井様、ありがとうございます。提案委員会から今のご回答について更にご質問はございますか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 ありがとうございます。議題10-2のところで提案理由にもちょっと触れてますが、先週の土曜日（12月4日）、藤沢市内で支部サミットが「藤沢簡裁に家裁出張所設置を」というテーマで行われました。こういうご時世ですが現地参加とウェブ参加で行いました、現地参加は200名近く、ウェブ参加も多数という状況でした。家庭裁判所については今審判事件も調停事件も増加傾向にあると考えております、現に今回の支部サミットでもテーマに上がりましたが、横浜本庁の調停の実情がコロナ禍ということもあってなかなか期日が入りづらい、藤沢にもし家裁出張所があれば横浜本庁の事件の負担軽減にもなるのではないか、という提案がなされたところです。ぜひとも、その点も最高裁にお伝えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【司会（中野明安氏）】 ご要望ということで、お受けいただけたということでよろ

しゅうございますね。ありがとうございます。

そのほかの皆様から本件について何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしゅうございますか。それでは議題10については終了させていただきます。

(さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐)

議題11-1 東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所
秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千
葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生
支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各非常駐支部に対する裁判官の填補の頻度は各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、それ以上の具体的な見解については、回答をいたいでない。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

- (1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。
- (2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、どのような情報を提供しているのか、(各地方・家庭裁判所ごとに)回答を伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか(各地方・家庭裁判所ごとに)を伺いたい。

見解を述べている場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)内容とその理由を伺いたい。

見解を述べていない場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)その理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

議題11-2 長野家庭裁判所佐久支部に、常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。

(長野県弁護士会提案)

【司会(中野明安氏)】 続いて議題11に入ります。議題11-1は、さいたま地

方裁判所秩父支部等における裁判官の配置に関する議題です。提案委員会である関弁連地域司法充実推進委員会の原副委員長から、この件に関して補足説明があればお願ひします。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 特にありません。

【司会（中野明安氏）】 それでは石井様、議題11-1についてご回答をお願いいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題11-1ですが、裁判所法31条2項には、「最高裁判所は（中略）支部に勤務する裁判官を定める」と規定されておりまして、どの支部にどれだけの裁判官を配置するかは各庁の事件数の動向や事件処理状況などを踏まえて全国的な見地から最高裁判所において決定しているものです。東京高裁といたしましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等に目配りをし、適時に最高裁に情報提供するよう努めているところですが、最高裁や地家裁のそれぞれの見解あるいは検討状況についてはお答えすべき立場にないことはご理解いただきたいと思います。

なお、事件状況などを踏まえまして静岡地家裁掛川支部においては、平成30年度から常駐の裁判官1名が執務を行う体制態勢に変更になったことはご指摘のとおりですが、その後の変更はないところです。今後もこれまで同様、各地家裁とともに各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りをしつつ、最高裁にも引き続き適切に情報提供してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。

提案委員会から、今のご回答について更にご質問はございますか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 これも質問ではなく要望になりますが、もちろん事件数とかいうこともすごく大事な要素だとは思っておりますが、やはり自分の街に裁判所があってそこに裁判官がいることが地元の方々がどう感じるかという観点、その人にとっては一生に一度の事件が地元の裁判所で解決を図ってもらえるかどうかということ、もちろん費用、予算という問題もすごく重要な問題ではあります、そういう観点もぜひご指摘させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【司会（中野明安氏）】 ご要望ということでお伝えさせていただければと思います。

そのほか、本件について皆様からのご質問、ご意見はよろしゅうございますか。

続いて、議題11-2は長野家庭裁判所佐久支部における調査官の配置に関する議題です。

提案会である長野県弁護士会の浅野副会長から補足説明があればお願ひいたします

す。

【浅野元宏氏（長野県弁護士会副会長）】 長野県弁護士会の副会長の浅野です。

本年度、佐久庁舎が改修されまして、これまでも本協議会でも提案させていただいて試行面会室がようやく設置されることになりました。この間、ご配慮・ご調整いただきましたことを御礼申し上げます。やはり試行面会室が設置されたこともあります家裁調査官の関与する場面が多くなるだろうということ、児童虐待の関係でも家裁調査官が関与する場面が増えるだろうということ、地元の調停委員も佐久支部内に調査官が常駐していたら助かるという声もありますので、ぜひとも家裁調査官を配置していただきたいと思います。

以上です。

【司会（中野明安氏）】 それでは、石井事務局長様、ご回答をお願いいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題11-2ですが、家裁調査官の配置につきましては、業務量に見合った適正な人員配置のあり方を全国的な視点で考える必要があるということで、家裁調査官が関与する事件の事件数が少ない裁判所におきましては、近隣の庁に配置されている家裁調査官が~~てん~~補をして事件を担当するという体制態勢をとっております。長野家裁佐久支部におきましては少年事件を取り扱っておらず、また上田支部からの交通の便がよいということで、家事事件で調査が必要な事件については、上田支部の家裁調査官が~~てん~~補をして事件を担当しております。佐久支部における調停期日は週2回（火曜・金曜）としているところ、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、最低でも1人の上田支部の家裁調査官が週1回は必ず~~てん~~補をして事件を担当する体制態勢をとっております。ほかの1回につきましても可能な限り~~てん~~補していますが、~~てん~~補できない場合は通信機器を使うなどして調停運営、調査命令等の相談を受け、必要な事件については適切な時期に調査を受命するなど、家裁調査官の関与ができる体制態勢を整えております。また、事件処理の必要に応じて週2回を超えて~~てん~~補をすることもございます。調査官関与の要否につきましては、個別の事件の内容を踏まえて裁判官が適切に判断しているところであります。必要な調査を適切に行えるよう柔軟に対応しているところです。

なお、長野県内に配置されている家裁調査官の数ですが、長野家裁本庁6人、上田支部5人、松本支部5人、諏訪支部1人、飯田支部2人、伊那支部2人となっております。東京高裁といたしましては、引き続き長野家裁とともに事件処理状況などにきめ細かく目配りをしつつ、必要な体制態勢や運用を整えるとともに最高裁にも適切に情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 石井事務局長様、ありがとうございます。

提案委員会から今のご回答について更にご質問等ございますか。

【浅野元宏氏（長野県弁護士会副会長）】 要望ですが、佐久市内では小学校が新しく新設されるなどして児童数が劇的に増えていますので、ぜひとも引き続き最高裁のほうにお願いしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【司会（中野明安氏）】 ではご要望として伺います。ほかに皆様からご質問はありますか、大井さんお願ひします。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員・長野県弁護士会）】 私も佐久支部ですので。大井と申します。よろしくお願ひします。

試行面会室を設置していただいたこと、本当にありがとうございました。今後、試行面会の数も増えていくと思いますが、先ほど挙げられた要素の中で調査官が関わる事件数はかなり多いと思います。少年事件よりも今は家事事件のほうが調査官の活躍する中心場面は増えてきていると思いますので、そのあたりは見ていただきたい。また交通の便是決してよくないので、そのあたりもできれば認識を改めていただきたいと思っております。

そしてやはり填補だと、これは調停委員の方も児童相談所の方も弁護士も言っていますけれども、どの方が調査官かもわからず日常的に相談することがなかなかできないところがあります。填補だと十分にケアし切れないところがあると各所から伺っていますので、ぜひ常駐の調査官をお願いしたいと思います。

以上、要望です。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。ほかにござりますか。

よろしゅうございますか。それでは議題11についてはこれにて終了させていただきます。

(家庭裁判所出張所における出張事件処理について)

議題13-1 新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曾福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において令和2年度及び令和3年度（集計されているところまで）の各出張事件処理が行われた件数について、（各出張所ごとに）伺いたい。

また、出張所間において、出張事件処理数に差があるようであるが、その理由について御教示いただきたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提案）

議題13-2 新潟家庭裁判所の出張所（村上、南魚沼、柏崎、糸魚川）の機能充実に向けての具体的な方策を伺いたい。

（新潟県弁護士会提案）

【司会（中野明安氏）】 議題13に入ります。議題13-1は、新潟家庭裁判所村上出張所等における出張事件処理に関する議題です。提案委員会である関弁連地域司法充実推進委員会の原副委員長から補足説明があればお願ひします。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 議題13-1と、新潟県弁護士会から出されている議題13-2もほぼ同じテーマですので、ご一緒にご回答いただければと思います。基本的にこちらからは補足説明はありませんので、もし新潟会のほうでありましたら新潟会からいただければと思います。

【司会（中野明安氏）】 新潟県弁護士会から何か補足説明はございますか。

【若槻良宏氏（関弁連常務理事・新潟県弁護士会会长）】 新潟県弁護士会の若槻ですが、補足説明はございません。

【司会（中野明安氏）】 それでは今ご提案がありましたが、議題13については1と2を合わせてのご回答でよろしうございますか。よろしくお願ひいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題13につきまして回答いたします。

まず、各出張所において出張事件処理が行われた件数につきましては、本日お配りをさせていただきました「【資料1】」と右上に書いてある1枚物のとおりでございます。なお、1点訂正がありまして、昨年も同様の資料をお配りしておりますが、昨年お配りした令和2年度の飯山出張所の件数は「1」と書かれていたと承知しておりますがこれは誤りでございまして、今年の書面に書いてありますとおり令和2年度の飯山出張所の件数は「0」件でございます。大変失礼いたしました。

出張審判や出張調停を行うか否かは裁判官または調停委員会の判断によるものでございまして、その判断基準はお答えできるものではございませんが、一般的には事案の性質や当事者の意向などを考慮して決めていると思われます。そして高裁といたしましても、事案の性質や当事者の意向等を踏まえ適切に判断されていると認識しているところです。また、各出張所におきましては、手続案内を行う中で来庁者の意向等に応じて出張事件処理などについてご案内さしあげていると聞いております。なお、ウェブ会議を利用した家事調停のご指摘がございますが、こちらにつきましては先ほど議題10-1でご説明したとおりです。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。今のご回答について、新潟県弁護士会及び委員会から何かございますか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 では関弁連の地域司法の原です。長野県の例えば大町は2桁あるのに、新潟はゼロと。裁判官や調停委員会の意向というか、当事者から聞いた意向ということですが、何

か情報としてこういった事情があつてということで聞き及んでいることがもしかれば教えていただきたいと思います。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 ちょっとご説明できるような情報は持ち合わせていないところでございます。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。お願ひします。

【若槻良宏氏（関弁連常務理事・新潟県弁護士会会长）】 新潟県弁護士会の若槻でございます。今ほどの資料1を拝見しますと、出張所間における出張事件の処理件数の差異について、例えば村上出張所、柏崎出張所、南魚沼出張所について、これらの管内人口は大町出張所の管内人口を上回っているにもかかわらず、その出張事件の処理件数に著しい差異が生じていると思われます。先ほどの裁判所からのご回答によりますと、出張の審判や出張調停を行うか否かについては裁判官または調停委員会の判断による、と。その判断の基準について一般論としては事案の性質や当事者の意向等を考慮されているということでしたが、その事案の性質や当事者の意向によってこれだけの差異が生じるとは考えられないのですが、裁判所においてその理由を調査されるご意向やご予定はございますか。

【司会（中野明安氏）】 いかがでしょうか。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご意見として承りたいと思いますが、高裁として把握しているところといたしましては、やはり事案の性質あるいは当事者のご意向ということですので、これ以上に、調査するといつてもなかなか難しいところがあろうかとは思っているところでございます。

【司会（中野明安氏）】 どうぞ。

【若槻良宏氏（関弁連常務理事・新潟県弁護士会会长）】 時間がない中、申し訳ございません。例えば各家庭裁判所の出張所における人員体制とかいうことは裁判所内部でも調査することは可能ではないかと思われますので、可能な限りその理由について調査をしていただきたいと考えております。これは要望でございます。以上です。

【司会（中野明安氏）】 ご要望として伺わせていただきます。ほかの皆様はいかがですか。よろしいですか。

それでは議題13については終了させていただきますがよろしいですか。

議題14 長野家庭裁判所佐久支部において、少年審判を取り扱うことを最高裁判所に要望していただきたい。

（長野県弁護士会提案）

【司会（中野明安氏）】 続いて議題14に入ります。議題14は、長野家庭裁判所

佐久支部における少年審判の取扱いに関する議題です。提案会である長野県弁護士会の浅野副会長から補足説明があればお願ひします。

【浅野元宏氏（長野県弁護士会副会長）】 浅野です。佐久管内の少年事件は上田支部で行われていて、上田と佐久の事件数がどうなのかというのを正確なところはわかりませんが、県警の情報によるとおおよそ半数ぐらいだという情報もありますので、そういう事件数からも佐久支部において少年審判を取り扱っていただきたいたいと思います。

以上です。

【司会（中野明安氏）】 今の内容は要望も入っているかもしれません、そのようなご質問ということでございます。これについてご回答を石井様、お願ひいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題14ですが、支部において少年保護事件を取り扱うかどうかは、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則3条に基づいて、当該支部の管轄区域の事件動向などを勘案して家裁の裁判官会議において定められるものです。また、全国的な状況を踏まえる必要がありますので、最高裁においても検討がされるべき事柄ということになります。上田支部において本庁の新受件数を上回る年があることとか、佐久支部の管轄地域が広大であり地域によっては上田支部に赴くのに相当の時間を要することは承知しているところですが、少年事件そのものは年々減少傾向にあることなども踏まえますと、現時点では直ちに佐久支部において少年事件を取り扱うことについては慎重な検討が必要だろうと考えられるところです。

これまで長野家裁佐久支部において少年審判を取り扱ってほしいというご要望が寄せられていることは承知しておりますが、裁判所といたしましても、適正・迅速な裁判の実現のため審理の充実を図ることは重要であると考えておりますので、このような要望が出されているにつきましては、最高裁に伝えるとともに引き続き体制態勢面や運用面を含めて不断の検討、努力を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 石井様、ありがとうございます。

提案会から今の関係についてよろしゅうございますか。

【浅野元宏氏（長野県弁護士会副会長）】 ぜひ引き続き最高裁のほうにお願いいたします。

【司会（中野明安氏）】 ほかの皆様から本件についてご質問、ご意見等ございますか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

(労働審判の実施支部の拡大について)

議題 15-1 現在、東京高等裁判所管内においては、地裁本庁以外に東京地裁立川支部、静岡地裁浜松支部及び長野地裁松本支部での労働審判が実施されている。

(1) 東京高等裁判所管内の労働審判実施支部以外の支部において、労働審判を取り扱うかについて、例年、各庁の運用状況を注視し、最高裁判所に必要な情報を提供していきたいとの回答をいただいているところ、東京高等裁判所が最高裁判所に提供している情報の内容について、ご回答いただきたい。

(2) 東京高等裁判所管内の各地裁本庁・支部における令和2年の労働審判の新受件数をご教示願いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

議題 15-2 前橋地方裁判所太田支部で労働審判を実施していただくための要素や具体的な手続きを、ある程度の具体性をもってご教示いただきたい。日弁連と最高裁判所のいわゆる最高裁協議の結果によらずとも実施される可能性があるのかもご教示いただきたい。

(群馬弁護士会提案)

議題 15-3 横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、静岡地方裁判所沼津支部との対比において、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの具体的な観点から、伺いたい。

また、今後、合議事件を取り扱うことへのどのような対応をすればよいか御教授いただきたい。

なお、昨年まで横浜地方裁判所相模原支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいているとお聞きしているが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提案)

議題 15-4 横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件及び労働審判を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、民事第一審新受件数の動向及び静岡地方裁判所沼津支部との対比という観点から伺いたい。

また、今後、同支部において合議事件及び労働審判を取り扱うために、ど

のような対応をすればよいか御教示いただきたい。

なお、昨年まで同支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいているとお聞きしていますが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(神奈川県弁護士会提案)

【司会（中野明安氏）】 それでは議題15に入ります。議題15につきましては、地方裁判所支部における労働審判及び合議事件の取扱いに関する議題です。議題15-1、議題15-2は個別に、議題15-3及び議題15-4は一括してご回答いただけますと伺っております。まず議題15-1について、提案委員会である関弁連地域司法充実推進委員会の原副委員長から何かござりますか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 ございません。

【司会（中野明安氏）】 それでは、高等裁判所事務局長・石井様から、まず議題15-1についてご回答をお願いいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 各地裁の支部において労働審判事件を取り扱うかどうかにつきましては、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通し、地裁本庁への移動に要する時間等の利便性を基本としつつ各庁の労働審判事件の運用状況や事務処理体制態勢、労働審判員の安定的な確保などを含めた地域的事情を総合的に勘案して、最終的には各地裁において、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則3条1項の規定に基づく裁判官会議の議決により定めるものです。また、これらの判断や体制態勢整備を行うには全国的な状況を踏まえる必要がありますので、最高裁においても検討はがされるべきものと認識しております。

このように、地裁支部における労働審判事件の取扱いにつきましては、各庁において、以上に述べた考慮要素を勘案し検討がされているものと認識しているところです。また、最高裁への情報提供の詳細については、内部の意思決定あるいは情報交換に関するものでのお答えは差し控えさせていただきますが、事件数の動向や事件処理状況などの情報を提供しているところです。

労働審判の新受件数ですが、こちらも紙にしてお出しするべきものだったかもしれませんのが、恐縮ですが口頭で申し上げますと、令和2年の労働審判の新受件数は、東京地裁本庁1,136件、立川支部74件、横浜地裁257件、さいたま地裁157件、千葉地裁143件、水戸地裁50件、水戸地裁土浦支部1件、この土浦支部は労働審判申立てがあって受理はされましたが水戸地裁に回付したというものです。それから宇都宮地裁52件、前橋地裁46件、静岡地裁34件、静岡地裁浜松

支部26件、甲府地裁22件、長野地裁17件、長野地裁松本支部16件、新潟地裁22件となっております。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。続いて議題15-2について、提案会である群馬弁護士会の平井副会長から補足説明があればお願ひします。

【平井優一氏（群馬弁護士会副会長）】 群馬弁護士会副会長の平井と申します。

この議題につきましては、前橋地裁太田支部での労働審判実施に向けて具体的な道筋が見えるようご回答をお願いしたいと考えております。また、最高裁協議によらずとも実施される可能性があるとすれば、どのような段取りを経て実施に至るのかも教えていただければ有り難いと考えております。よろしくお願ひいたします。

【司会（中野明安氏）】 では、議題15-2についてご回答をお願いいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題15-2でございます。支部において労働審判事件を取り扱うかどうかにつきましては、考慮要素等について、先ほど議題15-1でお答えしたとおり諸事情を総合的に勘案して最終的には各地裁において判断されるべきものですし、全国的な状況を踏まえる必要があるということで最高裁においても検討がされるべき事柄ということに変わりはございません。

支部で労働審判を実施するための要素や手続についてですが、これ以上具体的に説明することは困難なところです。今後も、先ほどご説明したような事情を注視してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。続いて議題15-3、議題15-4です。議題15-3について、提案委員会である地域司法充実推進委員会の原副委員長から補足説明があればお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 神奈川会へお譲りいたします。

【司会（中野明安氏）】 神奈川会から何かございますか。

【齋藤 守氏（神奈川県弁護士会副会長）】 神奈川県弁護士会副会長で相模原支部の齋藤と申します。

今回特に4項です。昨年から今回にかけて具体的にどういうことが行われていたのかを知りたいということで出題させていただきます。何とぞ具体的なお答えをよろしくお願ひします。

【司会（中野明安氏）】 今のご発言は、議題15-3と議題15-4を合わせてでよろしいですか。

【齋藤 守氏（神奈川県弁護士会副会長）】 はい。

【司会（中野明安氏）】 それでは議題15-3と議題15-4についてご回答を、

石井様、お願ひいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 合議事件を支部で取り扱うかどうかにつきましては、最高裁規則に基づきまして当該支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案して各地家裁が決定するものでございまして、また全国的な裁判所の適正配置の観点からも検討が必要になりますので、最高裁においても検討がされるべき事柄ということになります。

静岡地裁沼津支部との対比についてのご指摘がありますが、この点について申し上げますと、支部で合議事件を取り扱うかどうかは、ご指摘のような、人口、事件数、裁判官数、最寄りの合議取扱庁までの交通事情だけで決まるものではなく、人的・物的体制態勢の整備状況や全国的な裁判所の適正配置の観点などを総合的に考慮して判断されるものということになります。横浜地裁においては、以上のような総合的な考慮を行って相模原支部では合議事件を取り扱わないこととしているものと承知しております。

また、支部において労働審判事件を取り扱うかどうかにつきましては先ほどもご説明したところでございまして、最終的には各地裁において判断されるべきものとして、全国的な状況を踏まえる必要があることから、最高裁においても検討がされるべき事柄ということになります。東京高裁といたしましては、これまで同様、各庁の運用状況を注視し、最高裁には必要な情報を提供してまいりたいと考えております。

ご質問の最高裁や地家裁の対応ですが、現時点で東京高裁において把握しているその後の対応というものはございません。今回ご要望いただきましたことにつきましては、最高裁、横浜地家裁には改めて伝えてまいりたいと考えております。裁判所といたしましても、先ほど申し上げましたが適正・迅速な裁判の実現のために審理の充実を図ることは重要であるという観点から、今後とも体制態勢面、運用面を含めて不斷の検討、努力を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。今のご回答につきまして、提案委員会及び提案会から何か追加でご質問等はございますか。

【河合秀樹氏（神奈川県弁護士会地域司法計画委員会委員長）】 よろしいですか。

【司会（中野明安氏）】 どうぞ。

【河合秀樹氏（神奈川県弁護士会地域司法計画委員会委員長）】 神奈川会の地域司法計画委員会の委員長の河合と申します。

先ほど労働審判の事件数が横浜地裁 257 件というお話をありました。これは例えば支部で労働審判を行ったならばそこの支部に申し立てたであろうという数字が、257 件のうちどれだけあるのかを調査していただくことはできないものか、とい

うことですがいかがでしょうか。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 どのような形で調査ができるかというところは、今直ちにお答えできる材料を持ち合わせておりませんので、そのようなご意見があつたことにつきましては受け止めたいと思います。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。ではお持ち帰りいただけるということで。

【齋藤 守氏（神奈川県弁護士会副会長）】 すみません、もう1点。時間がないところ申し訳ありません。

先ほど最高裁と地家裁に情報提供ということのお話でしたけれども、今年の10月13日に相模原市長と座間市長、あと我々と一緒に横浜地裁に対して合議制労働審判の申入れを行っていますが、その情報は把握しているかどうか。及び今年の1月8日に相模原市、座間市の職員と我々で最高裁に同じく申入れに行っているという事実を把握しているか、その2つについて教えてください。

【司会（中野明安氏）】 再質問ですが、よろしいですか。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 様々な情報については最高裁あるいは地家裁との間で情報共有しているところであります、ご指摘の点についても情報としては共有させていただいているところです。

【齋藤 守氏（神奈川県弁護士会副会長）】 ありがとうございました。

【司会（中野明安氏）】 ほかはよろしゅうございますか。

それでは議題15は終了させていただきます。あと10分ですが、残り2題でございます。よろしくお願ひいたします。

（民事・家事調停官（非常勤裁判官）制度の拡充について）

議題16 民事・家事調停官（非常勤裁判官）制度について、東京高裁管内で実施している府は、東京、横浜、さいたま、千葉の各本府のみと承知しているが、これを他の府や支部に拡充する予定はないか。また、実施府を含め、非常勤裁判官の数を増やす考えはないか。

（関弁連地域司法充実推進委員会提案）

【司会（中野明安氏）】 議題16に入ります。議題16は、民事・家事調停官制度の拡充に関する議題です。提案委員会である地域司法充実推進委員会・原副委員長から補足説明があればお願ひします。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 とりあえず今は大丈夫です。

【司会（中野明安氏）】 それでは本件につきまして石井事務局長様、ご回答をよろ

しくお願ひいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 議題16でございます。民事調停官及び家事調停官規則2条においては、「民事調停官及び家事調停官がの勤務する裁判所は最高裁判所が指定する」と規定されておりまして、どの庁にどれだけの調停官を配置するかは、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて全国的な見地から最高裁において決定しているところです。東京高裁といたしましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等に目配りをし、適時に最高裁に情報提供するよう努めていますが、最高裁の検討状況について回答すべき立場にないということはご理解いただきたいと思います。今後もこれまで同様、各地家裁とともに各庁の事件処理状況等にきめ細かく目配りをしつつ、最高裁に適切に情報提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 石井様、ありがとうございます。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 1点だけよろしいでしょうか。

【司会（中野明安氏）】 どうぞ。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・千葉県弁護士会）】 関弁連地域司法充実推進委員会の原です。

当委員会として多分初めて出させていただいたテーマでありまして、弁護士任官の調停官の問題について当委員会でもまた改めて議題を出させていただく機会があるかと思いますが、裁判官の人的補充の問題とかいったことからも、ぜひとも東京3地家裁以外の裁判所に広げていただくという方向をお考えいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【司会（中野明安氏）】 それではご要望としてお伺いいただいたものと存じます。

それでは議題16は終わります。

議題17－1 2階建て庁舎については、建替え時にしかエレベーターを設置しないという方針を見直していただきたい。

（関弁連弁護士偏在問題対策委員会提案）

議題17－2 八王子簡易裁判所、町田簡易裁判所、鶴沢簡易裁判所、村上簡易裁判所、十日町簡易裁判所の建物に車いす対応エレベーターが設置されている理由及び経緯を具体的にご説明願いたい。

（群馬弁護士会提案）

【司会（中野明安氏）】 最後の議題となりました。議題17でございます。議題1

7は、2階建て庁舎へのエレベーター設置に関する議題です。提案委員会である関弁連弁護士偏在問題対策委員会の大井委員から、補足説明があればお願ひいたします。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員・長野県弁護士会）】 ありません。

【司会（中野明安氏）】 それでは本件につきまして、東京高等裁判所事務局長・石井様、議題17-1、議題17-2、合わせてよろしいでしょうか。ご説明をお願いいたします。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 まず議題17-1ですが、東京高裁におきましては、バリアフリーの見地から、エレベーターが設置されていない庁舎においては障害者等の方が円滑に施設を利用できるよう、できる限り1階で事件処理が可能となるような、室の配置になるような改修工事等を行っているところです。配慮を要する来庁者に対しましては、2階に上がっていただくことなく1階の事件関係室を充実させることで対応できると考えているところです。エレベーターが設置されていない既存の2階建て庁舎におきましてエレベーターの設置を求める要望があることは、最高裁に伝えたいと考えています。

また、議題17-2の各裁判所において車椅子対応エレベーターが設置されている理由や経緯につきましては、具体的なところは承知をしておりませんが、いずれの庁舎につきましても新営の際に設置されたものでございます。

以上でございます。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。議題17-2について、群馬弁護士会の平井副会長からご発言等があればお願ひします。

【平井優一氏（群馬弁護士会副会長）】 ご回答ありがとうございました。

最後、言葉がよく聞き取れなかつたところがあつたのでもう一度教えていただきたいんですが、これらの裁判所でエレベーターが設置された理由について、ちょっともう一度お願ひできますでしょうか。

【石井伸興氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご質問の具体的な理由や経緯については承知はしていないところですが、いずれの庁舎も新営の際に設置されたということは承知しているところです。

【平井優一氏（群馬弁護士会副会長）】 ありがとうございました。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見等ございませんか。大井さん。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員・長野県弁護士会）】 よろしいでしょうか。一般の利用者ももちろんですが、裁判所職員とか調停委員の職場環境の問題でもあると思います。ノーマライゼーション社会の実現のための予算です

ので、できるだけ謙抑的にならずに予算要求していっていただければと思います。
意見、要望としてお伝えいたします。

【司会（中野明安氏）】 ありがとうございます。では要望としてお伺いをしていただきたいと思います。